

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310206038	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	私文書の公印確認・アポストイーユ取得に関するワンストップサービスの拡大等	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>外国での各種手続き(婚姻・離婚・出生、査証取得、会社設立、不動産購入など)のために私文書(会社作成書類等)を提出する必要が生じ、その提出先機関から、外務省の証明を取得するよう求められた場合、東京都、神奈川県および大阪府の公証役場では、申請者からの要請があれば、公証人による認証、公証人の所属する法務局長による公証人押印証明および外務省の公印確認またはアポストイーユを一度に取得することが可能(いわゆるワンストップサービス)となっているが、上記以外の地域の公証役場においても、ワンストップサービスの利用を可能としてほしい。</p> <p>また、公文書の外務省による公印確認・アポストイーユ取得にあたっては、外務省本省または大阪分室に申請しなければならないが、申請窓口を増やしてほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>東京・大阪以外の企業においても、海外事業の拡大とともに、私文書・公文書の提出を求められる頻度が増えている。現在はワンストップサービスを利用可能な公証役場に限られており、当該地域以外では、公証役場・法務局・外務省それぞれにおいて個別に手続きを行わなければならない。ワンストップサービスが利用可能な公証役場が増えれば、企業の利便性が向上するとともに、商機の拡大も期待できる。</p> <p>公文書の公印確認・アポストイーユ取得申請は郵送でも受け付けているが、時間がかかるため、緊急時には利用できない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 外務省	<p>【ワンストップサービス】</p> <p>ワンストップサービスとは、申請者からの要請に基づき、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認またはアポストイーユを一度に取得できるサービスであり、利用者の利便性向上のため、特に需要が見込まれる地域に所在する公証役場(東京法務局管内・横浜地方法務局管内・大阪法務局管内)において、実施しているものです。なお、ワンストップサービスを規定している法律はなく、通達等により運用しています。</p> <p>【外務本省・大阪分室での公印確認・アポストイーユ申請】</p> <p>外務本省(領事サービスセンター)及び大阪分室における平成29年度の各証明の申請件数は以下の通りです。</p> <p>外務本省 公印証明約54,500件、アポストイーユ約35,600件 大阪分室 公印証明約17,200件、アポストイーユ約12,600件</p>	通達等 外務省設置法第四 条十一	検討に着手 その他	<p>【ワンストップサービス地域の拡大】</p> <p>ワンストップサービスの全国的な対象地域の拡大は利用者の利便性の観点から重要であり、利用件数や利用者のニーズを勘案しつつ、外務省・公証役場と調整の上、段階的に拡大することを検討しており、平成31年度中に、第1段階として新たに導入する地域を選定する予定です。</p> <p>【公印確認・アポストイーユの申請窓口の増設】</p> <p>外務省の証明の申請・交付方法は郵送でも可能となっておりますが、今後、利用者の利便性を一層図っていくとの観点から、ワンストップサービスの拡大につき、法務省と連携して検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>申請窓口の増設につきましては、従来、緊急性を申し出られた申請については、申請内容を精査した上で緊急性が認められた場合には、対応(即日発給)してきておりますので、緊急発給を目的とした増設には、費用対効果、人的体制確保の観点からも、これを推し進めていく段階にはないと考えております。</p>	
310226009	31年2月26日	31年3月22日	31年4月24日	公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の証明の取得がワンストップで可能な公証役場の拡大	<p>・海外法人の設立および登記内容変更手続き等の際に必要な書類の公証手続きにおいて、静岡県内の公証役場でもワンストップサービスが受けられるよう要望する。</p> <p>・外国での各種手続きのために書類を提出する際、外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ※)の取得が必要な場合が多い。</p> <p>・私文書(公文書の翻訳文等も含む)の場合は、通常、公証役場の公証人の認証、法務局の公証人押印証明を経ないと外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ)を取得することができないが、東京都、神奈川県、大阪府に限りその手続きをワンストップで行える公証役場がある。(ワンストップサービス)</p> <p>・しかし、静岡県内企業は静岡県内でワンストップサービスが受けられないため、手続きの都度外務省に向く必要があり時間と費用の負担が大きい。</p>	公益法人	法務省 外務省	<p>【ワンストップサービス】</p> <p>ワンストップサービスとは、申請者からの要請に基づき、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認またはアポストイーユを一度に取得できるサービスであり、利用者の利便性向上のため、特に需要が見込まれる地域に所在する公証役場(東京法務局管内・横浜地方法務局管内・大阪法務局管内)において、実施しているものです。</p> <p>なお、ワンストップサービスを規定している法律はなく、通達等により運用しています。</p>	通達等	検討に着手	<p>【ワンストップサービス地域の拡大】</p> <p>ワンストップサービスの全国的な対象地域の拡大は利用者の利便性の観点から重要であり、利用件数や利用者のニーズを勘案しつつ、外務省・公証役場と調整の上、段階的に拡大することを検討しており、平成31年度中に、第1段階として、新たに導入する地域を選定する予定です。</p>	